

財務会計システム機器等賃貸借事業仕様書

木津川市

マチオモイ部学研企画課デジタル戦略室

第1 事業名

財務会計システム機器等賃貸借事業

第2 事業内容

財務会計システムを安全かつ安定して稼働させるために必要なサーバ等機器の賃貸借とする。

第3 賃貸借期間

令和5年2月1日から令和10年1月31日まで

木津川市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例第2条第1号に規定する長期継続契約とする。

ただし、この契約を締結した日の属する年度の翌年度以降において、本賃貸借契約に係る予算が減額又は解除された場合は、この契約を変更又は解除することができる。

また、この契約を削除したことにより損害が生じた場合は、その損害の補償を木津川市に請求できるものとする。

第4 準備期間

機器類の賃貸借開始日前日までは、納めた機器類の調整・動作確認の期間とし、その間は無償で対応するものとする。

第5 機器の内容

別紙機器明細のとおり

第6 支払い方法

振り込みによる月払い（翌月払い）

第7 設置

(1). サーバの設置

別紙機器明細に記載のサーバ機器類の設置を行う。

設置場所は木津川市本庁舎内とし、詳細は別途に指示する。

(2). 設置関連

機器の開封及び設置について、本市からの指示により実施すること（既存NWへの接続、動作確認等）。また、既存機器類を本市からの指示により、指定の場所へ移動させること。

(3). 梱包資材

納品時の梱包材は、納入業者において持ち帰り処分とする。

(4). 動作確認について

財務会計システムの動作確認に立ち会うこと。

(5). 動作不良について

動作に不具合が生じた際は、納入業者によって早急に復旧すること。

(6). 搬入・設置・移動について

搬入・設置および移動に係る費用はすべて受注者が負担すること。

第8 納品場所

木津川市の指定する場所とする。

納品場所の詳細については、別途に指示する。（木津川市内）

第9 その他

- (1). 賃貸借期間終了後は、全物件について木津川市に無償譲渡するものとする。
- (2). 対象物件に係る動産保険は付保すること。なお、ソフトウェアについては動産保険の付保対象外で構わない。
- (3). 契約書については、本契約が長期継続契約であることを踏まえたものとし、その内容については締結までに調整を行うものとする。